

ななかま

NAKAMA CITY Public Relations

広報



平成19年12月25日発行

年末・年始

■歯科の急患診療を行います■

12月29日(土)	宮口歯科医院 ☎(243)5055 通谷一丁目36-2(ウエルパークヒルズ1階)
12月30日(日)	藤江歯科医院 ☎(293)1341 遠賀町田園二丁目1-5
12月31日(月)	はたぶ歯科医院 ☎(245)0420 長津二丁目2-18
1月1日(祝)	しげまつ歯科医院 ☎(293)8833 遠賀町松の本五丁目9-7
1月2日(水)	中村歯科医院 ☎(245)0830 中鶴四丁目22-20
1月3日(木)	原野歯科医院 ☎(245)5252 垣生857番3

※診療時間は午前10時～午後5時(要事前連絡)

■休日急病センターを開設します■

- 診療日時 12月30日(日)～1月3日(木)
午前9時～午後5時
〔1月1日(祝)は、正午～午後5時〕
- 診療科目 内科、小児科
- 場所 水巻町下二西二丁目1-25
☎(201)9999
- 持ってくるもの

①被保険者証 ②老人医療、高齢者医療、乳幼児医療、母子医療、障害者医療、そのほかの医療証を受けている人は、被保険者証と医療証 ③生活保護受給者は、福祉事務所発行の印鑑登録証

年末年始のごみとし尿の収集は休みます

●ごみの休み期間

1月1日(祝)～1月3日(木)

※12月31日(月)は通常どおり収集します。

※遠賀・中間リレーセンターへの自己搬入は12月29日(土)・午前8時30分～11時30分です。

※12月31日(月)～1月3日(木)は、遠賀・中間リレーセンターが休みのため自己搬入できません。

●1月の祝日などに伴うごみの振替日

1月1日(祝)第1火曜日ビン・カンの収集地区は、1月29日(火)に振り替え、1月2日(水)第1水曜日ビン・カンの収集地区は、1月30日(水)に振り替えます。1月3日(木)第1木曜日プラスチック製容器包装の収集地区は、1月31日(木)に振り替えます。

※1月14日(祝)成人の日の第2月曜日がもえるごみとビン・カンの収集地区は収集します。

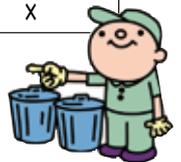
12月・1月の祝日など	もえるごみ	ビン・カン(資源ごみ)	プラスチック製容器包装
12月31日(月)第5月曜日	収集します	×	×
1月1日(祝)第1火曜日	×	1月29日(火)に振替	×
1月2日(水)第1水曜日	×	1月30日(水)に振替	×
1月3日(木)第1木曜日	×	×	1月31日(木)に振替
1月14日(祝)成人の日	収集します	収集します	×

●し尿の休み期間

12月29日(土)～1月3日(木)

※休み期間中は、し尿収集は一切できません。

●問合せ先 環境保全課☎(245)5300



70～74歳の人の医療
機関での窓口負担が
見直されます

平成18年6月に成立した医療制度改革の関連法に基づき、平成20年4月から70～74歳の人が医療機関で治療を受けたときに支払う窓口負担が、2割になることが決まっています。

しかし、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、医療機関での窓口負担が1割に据え置かれることが取りまとめられました。

なお、正式に決定されれば、平成20年3月中に新たな高齢受給者証を再発行する予定です。

●対象 70～74歳の人
※すでに医療機関で支払う窓口負担が3割負担の人、後期高齢者制度の対象者となる一定の障害認定を受けている人は除きます。

●窓口負担 1割

●期間 平成20年4月～平成21年3月

●問合せ先 健康増進課
☎(246)6246

5. 職員手当の状況

平成19年4月1日現在

区分	支給月	中間市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末手当 勤勉手当	6月期	月分 1.40 (0.75)	月分 0.725 (0.35)	月分 1.40 (0.75)	月分 0.725 (0.35)
	12月期	月分 1.60 (0.85)	月分 0.725 (0.40)	月分 1.60 (0.85)	月分 0.725 (0.40)
	計	月分 3.0 (1.60)	月分 1.45 (0.75)	月分 3.0 (1.60)	月分 1.45 (0.75)
	職制上の段階 職務の級等による加算措置	有		有	
区分	支給率		支給率		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
退職手当	勤続20年	月分 23.50	月分 30.55	月分 23.50	月分 30.55
	勤続25年	月分 33.50	月分 41.34	月分 33.50	月分 41.34
	勤続35年	月分 47.50	月分 59.28	月分 47.50	月分 59.28
	最高 限度額	月分 59.28	月分 59.28	月分 59.28	月分 59.28
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
	1人当たり 平均支給額	千円 2,649	千円 25,899		

- 注意 1. ()内は再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。
2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
3. 市の財政事情を考慮し、前年度に引き続き管理職手当を1%から3%の範囲でカットを行っています。

平成19年4月1日現在

地域手当	支給率		2.0%
	支給対象職員数	365人	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		85,359円

注意 再任用短時間勤務職員を含みます。

平成19年4月1日現在

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	22.2%
支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	95,281円	
手当の種類(手当数)	8	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている手当	救急出動手当(消防職)

区分	18年度決算	支給総額		44,917千円
		職員1人当たり支給年額	123千円	
時間外 勤務手当	17年度決算	支給総額		65,158千円
		職員1人当たり支給年額	178千円	

手当	内容(平成19年4月1日現在)
扶養手当	配偶者13,000円、他の扶養親族2人目以降は1人につき6,000円
住居手当	貸家等に係る費用を負担している職員に月額27,000円を限度に支給 持家2,500円
通勤手当	交通機関等を利用している職員に対して月額55,000円を限度に支給

6. 特別職の報酬などの状況

平成19年4月1日現在

区分	給料月額等	期末手当(支給割合)
給料	市長 888,000円	● 6月期 1.60月分 ● 12月期 1.70月分 計 3.30月分
	副市長 724,000円	
報酬	議長 501,000円	● 6月期 1.60月分 ● 12月期 1.70月分 計 3.30月分
	副議長 441,000円	
	議員 407,000円	

注意 市の財政事情を考慮し、平成15年1月から市長、副市長の給料カットを実施し、17年度からは減額率をさらに引き上げています。減額率は、市長10%、副市長7%で、実際に支払われている給料月額額は、市長799,000円、副市長673,000円となっています。なお、教育長も4%の減額措置を実施しています。また、平成19年5月から、報酬の引き下げの改定により、報酬月額額は議長471,000円、副議長424,000円、議員395,000円となっています。

お知らせします 人事行政の 運営などの状況



1. 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の人件費率
18年度	平成19.3.31現在 47,255人	千円 16,914,260	千円 69,049	千円 3,473,276	% 20.5	% 20.1

注意 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

2. 職員給与費の状況

(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	350人(7)	千円 1,545,124	千円 243,306	千円 649,039	千円 2,437,469	千円 6,828

- 注意 1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。
3. ()内は再任用短時間勤務職員の数を外数で計上したものです。

3. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成19年4月1日現在

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
中間市	円 357,604	歳 45.3	円 360,687	歳 47.0
国	円 325,724	歳 40.7	円 287,094	歳 48.8

注意 19年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

4. 職員の初任給の状況

平成19年4月1日現在

区分		中間市	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	円 170,200	円 170,200
	高校卒	円 142,800	円 138,400
技能労務職	高校卒	円 142,800	円 —

9. 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分数 (平成 18 年度)

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績の不良	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	3	0	3
適格性の欠如	0	0	0	0	0
廃職・過員	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0

②懲戒処分数 (平成 18 年度)

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反 または職務怠慢	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	0	0	0

10. 職員の服務の状況

(単位:人)

区 分	内 容	違反者数
法令等および上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

11. 職員の研修の状況 (平成 18 年度)

(単位:人)

研 修 内 容 等	受講者数
福岡県市町村職員研修所での研修	72
市町村職員中央研修所での研修	1
自治大学校第3部課程	1
自治大学校第2部課程	1
北九州市職員研修所での研修	3
福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会での政策研修	1
北九州都市圏広域行政推進協議会	1
法制執務研修	63
人権・同和問題研修	59
健康講座	9
ヘルスセミナー	13

12. 職員の健康診断の状況

(単位:人)

区 分	実 施 日	受診者数
健康診断	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	459
VDT	平成 19 年 2 月 15 日	34



7. 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政部門	議 会	6	6		
	総務企画	72	67 (2)	▲5 (2)	機構改革、事業事務移管、事務効率化、派遣職員他部門への異動による減員
	税 務	25	23 (2)	▲2 (2)	事務効率化、退職者不補充による減員
	民 生	81 (5)	77 (3)	▲4 (▲2)	事務効率化、機構改革による減員
	衛 生	21	21		
	労 働	3	3		
	農林水産	3	2 (1)	▲1 (1)	退職者不補充による減員
	商 工	3	3		
	土 木	35 (1)	36	▲1 (▲1)	業務量の増加による増員
	小 計	249 (6)	238 (8)	▲11 (2)	
特別行政部門	教 育	50 (3)	47 (4)	▲3 (1)	施設の使用許可及び設備の維持管理の委託、退職者不補充による減員
	消 防	54	51	▲3	退職者不補充による減員
	小 計	104 (3)	98 (4)	▲6 (1)	
公営企業等会計部門	病 院	98	98		
	水 道	36 (1)	36 (1)		
	その他	28	30 (1)	2	機構改革、退職者補充による増員
	小 計	162 (1)	164 (2)	2 (1)	
合 計	515 (10)	500 (14)	▲15 (4)		

注意 1. 職員数は、一般職に属する職員であり、臨時または非常勤職員を除いています。
2. () 内は再任用短時間勤務職員を外数で記載。

8. 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

標準的な勤務時間

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

注意 職場等により、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度

単休暇の種類	休 暇 日 数 等
年次有給休暇	一の年につき20日を付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)
病欠休暇	医師の証明等に基づき最小限度必要と認められたりまたは時間を付与
結婚休暇	連続する7日以内(週休日を含む)
生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、一の月に2日の範囲内で付与
妊娠障害休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、7日の範囲内で付与
健診休暇	妊娠中の職員が母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に必要と認められる時間を付与
出産休暇(産前・産後)	妊娠した職員に産前産後までの8週間、産日の翌日から8週間を付与
育児休暇	生後1年に達しない子を養育する職員に対し、1日につき2回(1回1時間以内)を付与
子ども看護休暇	子(中学校就学の始期に達しない子)の看護が必要な職員に対し、一の年において5日の範囲内で付与
出産補助休暇	配偶者の出産に際し、2日の範囲内で付与
忌引	職員の親族が死亡した場合で、その続柄に応じ、1～10日の範囲内で付与
夏季休暇	7月～9月までの間において、5日の範囲内で付与
ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液を提供する職員に対し、検査・入院等に必要となる期間の休暇を付与
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年において5日の範囲内で付与
リフレッシュ休暇	勤続10年、20年、30年に達した職員に対し、連続した3日の範囲内で付与
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため5日の範囲内で付与
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6月の期間内において必要と認められる2週間以上の期間の休暇を付与(休暇期間は無給)

(3) 育児休業 (平成 18 年度)

(単位:人)

区 分	平成 18 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者)	
	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数
男 性	11	0
女 性	5	0
計	16	0

償却資産の申告を お願ひします

償却資産とは、個人や法人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などで減価償却の対象となるものをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

また、土地・家屋と異なり申告制になっており、償却資産の所有者は、毎年その償却資産が所在する市町村の長に、その年の1月1日現在の償却資産の状況を申告することになっていきます。

1、申告は：

○申告書に種類別明細書を添付して、平成20年1月4日（金）～31日（木）の間に提出してください

○所有者・住所などに変更があった場合は、届け出てください

○前年と比べ、資産に異動がない場合も申告してください

○申告した資産に誤りがあった場合は、修正申告をしてください

2、資産内容の照会や調査に伺った際は、ご協力をお願いします

※申告書は、12月中旬に送付しています。

なお、平成19年中に事業を開業した人で、申告書が届いていない場合は、ご連絡ください。

●提出期限 1月31日（木）

●問合せ先 課税課資産税係
☎（246）6274

公民館対抗 囲碁大会を開催

今回で34回目となる囲碁大会です。たくさんのおみなさんご参加をお待ちしています。

●日時 平成20年1月27日（日）・午前9時30分受付開始

●場所 中央公民館

●申込方法 1月9日（水）までに各町内公民館長を通じて申し込みください

●申込・問合せ先 中央公民館
☎（246）2321

「緊急時 たよれる あなたの110番」

1月10日は110番の日です。いたずら電話はもちろん、相談や問い合わせのための110番は、1分1秒を争う事件・事故への対応を遅らせません。110番は緊急通報専用電話です。正しく利用しましょう。

●110番のポイント

○何があったのか（事件・事故）

○いつ（今、5分前など）

○どこで（町名、番地、付近の目録物など）

○犯人は（人数、どこにいるか、逃げたのかなど）

○事件・事故の状況は（けが人はいないか、被害者はどうしているかなど）

○あなたの住所、氏名、電話番号など

※要望、相談、苦情などは「9110」へお願いします。

●問合せ先 折尾警察署
☎（691）0110

消防出初式

●日時 1月13日（日）・午前10時

●場所 体育文化センター前・コミュニティ広場

●内容

○表彰状および感謝状の授与

○幼年消防クラブによる誓いの言葉

○中間南中学校マーチングバンドの演奏

※午前9時から消防団による市内パレードを行います。中間南中学校のマーチングバンドが先導します。

※コースはクリエートタウン駐車場から体育文化センターまでです。

●問合せ先 中間市消防署
☎（245）0901

国民年金

市民課年金係 ☎（246）62240

年金を受けているみなさんへ、

このような場合は手続きが必要です

■誕生日が来たとき

住民基本台帳ネットワークを活用して、受給者のみなさんの現況確認を行うこととしたことから、原則として、これまで毎年提出が必要であった「現況届」の提出は不要となります。ただし、住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない人は「現況届」、加給年金額を受けている人は「生計維持確認届」、障害の程度の確認が必要な人は「診断書」の提出が必要です。

これらの届出が必要な人は、社会保険業務センターからそれぞれ送付されますので、提出期限までに返送してください

■住所や年金の受取場所を変更するとき

住所や支払を受ける金融機関を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出してください。この届出をしないと、年金の支払額をお知らせする

■年金証書をなくしたとき

通知書が届かないことや、希望する金融機関で年金が受けられないことがあります

■年金証書をなくしたとき

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を提出して「年金証書」の再交付を受けてください。「年金証書」は年金を受ける権利があることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要です。大切に保管しましょう

■氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」に「年金証書」を添えて提出してください。その際、証明欄に市区町村長の証明を受けるか（住民票コードを記入する場合は証明は不要）、戸籍抄本または住民票を添付してください

●年金に関する相談・問合せ先

ねんきんダイヤル
☎0570（05）1165

労働力調査にご協力を

総務省と福岡県では、毎月、労働力調査を実施しています。労働力調査は我が国の失業率や雇用の実態を明らかにするための重要な統計調査です。調査の対象となった世帯に、県知事が任命した調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

総務省統計局・福岡県

住宅・土地統計調査の標語を募集

総務省統計局では、平成20年10月1日現在で「住宅・土地統計調査」を実施します。この調査が行われることを多くの人に知ってもらい、調査が円滑に実施できるように標語を募集します。入選作品には、賞状と記念品を授与します。

なお、入選作品について、著作権法に規定するすべての権利を総務省統計局に無償で譲渡するものとします。

応募方法

住所、氏名、性別、年齢、電話番号、職業（小・中・高生は学年）を記入のうえ郵便はがきで応募※一人1点とし、未発表のもので自作のものに限ります。※作品の返却はしません。

※電子メールでの応募も可。
housing-land@stat.go.jp

●応募締切 平成20年2月11日(祝)・当日必着

●応募・問合せ先 総務省統計局国勢統計課住宅・土地調査広報担当(〒162・8668 東京都新宿区若松町19・1) ☎03(5273)1155

福祉の職場

合同就職面談会を開催

●日時 平成20年2月1日(金)・午前10時30分～午後4時(受付は午前10時～午後3時)

●会場 クローバープラザ(春日市原町三丁目1・7)

●対象者 社会福祉施設などへの就職希望者および平成20年3月末卒業予定の学生

●参加料 無料
※生徒後5ヵ月から就学前までの託児を行います。希望する場合は、1月18日(金)までに予約してください。

●問合せ先 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 ☎092(584)3310

若年者電気設備科 職業訓練生募集

電気設備、消防設備、空調設備などの技能・技術と知識を身につけ、関連分野での就職をめざします。

●定員 15人

●応募資格 公共職業安定所に求職申し込みをしている概ね35歳以下の人

●訓練期間 6ヵ月(平成20年3月4日～8月28日)

●募集期間 1月4日(金)～2月1日(金)

●申込先 八幡公共職業安定所(八幡西区岸の浦一丁目5・10)

●選考日 2月12日(火)

●選考方法 適性検査、面接

●合格発表 2月25日(月)

●訓練経費 無料
※テキスト代、工具、訓練生保険料などは個人負担です。

●問合せ先 八幡職業能力開発促進センター ☎(641)6909

元日にぼた山に登って 初日を見よう

●期日 平成20年1月1日(祝)

●集合時間 午前7時集合

●集合場所 なかまハーモニホール北側

●主催 中間市ふる里振興会
※初日の出は午前7時22分ごろです。下山後、甘酒で、新年を祝いましょう。

※雨天の場合は中止します。

●問合せ先 林田宅 ☎(245)7666

国民健康保険

No.176

National Health Insurance

健康増進課国保医療係 ☎(246)6246

国保の滞納はみんなに迷惑をかけています

国民健康保険は、病気やけがにそなえて加入者が保険税を出し合い、そこから医療費を支払うという制度です。

保険税を納めない人がいると、その人たちの医療費は、納めている人たちの保険税で肩代わりすることになります。こんな不公平で迷惑な話はありません。

もし、こんなことが続くと、国保はやっていけなくなり、つぶれてしまいます。



保険の趣旨を理解し、きちんと納めているみなさんを守るためにも、悪質な滞納者を絶対に許すわけにはいきません。

理由もなく保険税を滞納すると

- ① 督促をされたり延滞金を加算されたりする
- ② 保険証の有効期間を短くされる(短期保険証)
- ③ 保険証を返還させられる

④ 資格証明書の発行：医療費は、いったん全額自己負担となる

⑤ 保険給付を差し止められる
⑥ 保険給付を滞納保険税にあてられる：療養費、高額医療費、出産育児一時金など

⑦ 財産の差押えをされる
このような順で厳しい措置をとります。こうなる前に、ぜひご相談ください。

●相談先 収納課収納係 ☎(246)6237

■口座振替をご利用ください
払い忘れのある人や忙しくて納めにいく暇がない人は、口座振替にしておけば自動的に納められます。一度手続きをしておけば、解約や取り消しをするまで引き落とされるので、便利で確実です。

●利用できる金融機関
西日本シティ銀行・福岡銀行・福岡ひびき信用金庫・遠賀信用金庫・九州労働金庫八幡支店・遠賀郡農協・郵貯銀行(郵便局)

1月の行事予定

1月の納税
 ●国民健康保険税(8期)
 ●市県民税(4期)

人のうごき 11月の住民基本台帳から

■人口 46,998人(-37)
 男 21,983人(+2)
 女 25,015人(-39)

■世帯数 19,926世帯(+18) ()内は前月比
 ■出生 27人 ■死亡 40人
 ■転入 153人 ■転出 181人

交通事故発生状況	火災発生件数
10月 累計	11月 累計
件数 32件 315件	件数 1件 12件
死者 0人 1人	建物 1件 8件
負傷者 24人 386人	林野 0件 0件
	車両 0件 2件
	その他 0件 2件

- 公共施設問合せ先●
- 中央公民館 ☎(246)2321
 - 東部出張所 ☎(246)1110
 - 市民図書館 ☎(245)4664
 - 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
 - シルバー人材センター ☎(246)4528
 - なかまハーモニーホール ☎(245)8000
 - 生涯学習センター ☎(246)4316
 - 体育文化センター ☎(246)2800
 - 人権のまちづくりセンター ☎(245)3511
 - 働く婦人の家 ☎(246)0483
 - ハピネスなかま ☎(245)8686
 - 社会福祉協議会 ☎(244)1230
 - 保健センター ☎(246)1611
 - 親子ひろばリンク ☎(244)0742
 - バルハウスぼちぼち ☎(243)3387
 - 子育て支援センター ☎(245)5557

日	曜	行事予定
1	火	元日
2	水	
3	木	
4	金	仕事始め
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	○すくすくあかちゃん広場「離乳食教室」保健センター (受付9:30~10:00) ○母親学級「あかちゃんの育て方」保健センター (受付9:30~10:00)
9	水	○市公連館長会 中央公民館 (14:00~) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○税の相談 ハピネスなかま (13:30~16:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
10	木	○平成20年2月保育所入所申込受付締切 こども育成課 (締切17:15) ○市税の夜間納付窓口の開設 収納課 (17:15~19:30) ○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
11	金	○1歳6ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
12	土	
13	日	環境美化の日 ○中間市消防出初式 体育文化センター前コミュニティー広場 (10:00~)
14	月	成人の日 ○中間市成人式 なかまハーモニーホール (受付9:30~・開式10:30~)
15	火	
16	水	○7ヵ月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
17	木	○栄養教室「食事で防ぐ高脂血症」保健センター (受付9:00~9:30)
18	金	○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) ○わんぱく広場「たこあげ」保健センター (受付9:30~10:00)
19	土	
20	日	○第27回ふるさと遠賀川親子たこあげ大会 市役所前遠賀川河川敷 (受付10:00~) ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00)
21	月	○わんぱく広場「たこあげ」保健センター (受付9:30~10:00)
22	火	
23	水	
24	木	○市税の夜間納付窓口の開設 収納課 (17:15~19:30) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
25	金	○健康相談 保健センター (13:30~15:30)
26	土	
27	日	○県子連北九州ブロックかるた大会 中央公民館 (集合8:30・受付9:00~) ○第34回市公連囲碁大会 中央公民館 (10:00~)
28	月	○グラスフェスタ2008 なかまハーモニーホール (15:00開演)
29	火	
30	水	
31	木	

※ 行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。

広報に有料広告を掲載しませんか?

◆契約料金
 1契約につき
 一口30,000円×3ヵ月=
90,000円
※1契約は最低3ヵ月からとなります。

広報なかまでは、事業所の有料広告を募集しています。広報紙で会社をPRしてみませんか。

■問合せ先
 中間市役所 総務課広報広聴係
 〒809-8501
 福岡県中間市中間一丁目1-1
 ☎ 093(246)6271・FAX 093(245)5598
 mail: koho@city.nakama.fukuoka.jp

KONAMI SPORTS CLUB 2008年、今年こそコナミスポーツクラブで変わる

新春クーポンで健康ライフをスタート! 毎月先着10名様

<p>メタボリック測定 & カウンセリング</p> <p>無料 通常2,100円</p> <p>有効期限: 2008年3月31日まで</p>	<p>骨盤歪み測定 & カウンセリング</p> <p>無料 通常2,100円</p> <p>有効期限: 2008年3月31日まで</p>	<p>スタジオボールレズン 体験ワンレズン</p> <p>無料 通常1,995円</p> <p>有効期限: 2008年3月31日まで</p>
---	---	---

※お電話でご予約後、切り取ってフロントにお渡しください。※対象施設は中間店となります。※現金との交換、再発行は致しません。※他券、他サービス、特典との併用は出来ません。

コナミスポーツクラブ 中間
 093-243-3270